

第三管区海上保安本部公示第28号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年9月4日

第三管区海上保安本部長

福本 拓也（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 東京都港湾局東京港建設事務所
- （2）住 所 東京都港区港南3-9-56

2 水路測量を実施する区域及び期間

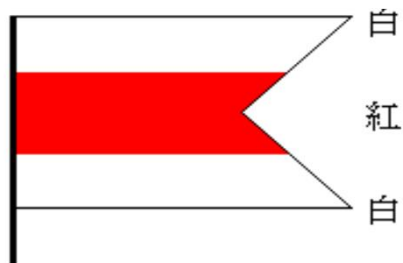
- （1）区 域 東京都江東区海の森三丁目地先
（第三航路航路内）（調査区域図のとおり）
- （2）期 間 令和8年9月7日から
令和8年11月24日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域図

東京都江東区海の森三丁目地先（第三航路航路内）

